

施策目標に関する中長期的な目標と成果指標(24年度実績評価用)

政策目標11 原子力事故による被害者の救済

施策目標(テーマ)	達成目標	主な成果指標(アウトカム)／活動指標(アウトプット)
2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施	1 被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的とした原子力損害賠償制度の適切な運用を行う。具体的には、政策目標11-1以外の施策を講じる必要が生じる場合に、個別目標を設定し、迅速、公平かつ適正な実施を行う。なお、個別目標等は、上記の趣旨に鑑み、弾力的に改廃を行うこととする。	【活動指標(アウトプット)】 施策を講じる必要が生じる場合に設定。

【担当課(関係課)】
研究開発局
参事官(原子力損害賠償担当)

【施策の概要】
被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的とした原子力損害賠償制度の適切な運用を行う。

達成手段

達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)	23年度 当初予算 算額 (千円)	23年度 補正予算 算額 (千円)	24年度 当初予算 算額 (千円)	達成手段の概要	行政事業 レビュー シート 番号	関連する 指標	担当課
原子力損害賠償の補償等に必要経費	-	146,678,650	-	原子力賠償補償契約に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の補償金を東京電力に支払う。また、東京電力による賠償の支払に時間を要する原子力損害について、緊急の措置として、国が、その損害の一部を填補するために仮払金を支払う。	0330	1-①～ ②	研究開発局参事官 (原子力損害賠償担当)

＜修正のポイント＞

○達成目標1、成果指標／活動指標等について、「個別目標は、上記の趣旨に鑑み、弾力的に改廃を行うこととする」とするH23年度達成目標を踏まえて更新。
なお、現時点では、平成24年度の個別目標として設定すべき施策はない。